

特定非営利活動法人

わになろう会

会報446号

2022年12月8日

わになろう

サポ-トハウス「わにの家」

代表者 新井 靖子

〒211-0064

中原区今井南町32-11

TEL&FAX 044-711-5078

FAX 044-281-5191

障害者権利条約について 国連権利委員会の日本政府への総括所見（勧告）を読んで

学び、働く、くらしの場・・・どうあってほしいのか・・・改めて話し合いを

2008年に発効した障害者権利条約を日本が批准したのは2014年でした。この条約は、当事者も参加してつぐられ、『障がいのある人が障がいのない人と同等の権利を有し、自分の人生の主人公であること』を謳った画期的なものです。日本の批准が遅れたのは、条約の内容に即し「障害者差別解消法」の制定など、法整備をする必要があったからです。

2016年、条約の規定に基づき、日本政府は国連障害者権利委員会に対して条約に照らした取組について報告を提出。また2019年には日本障害フォーラム(JDF)が民間諸団体等の意見・報告をまとめてパラレルレポートを同委員会に提出。それらを受けて権利委員会との間には質問や回答など数回のやりとりが行われたようですが、世界的なコロナ禍の影響もあり、建設的対話(審査)が実現したのは2022年・今年の8月でした。

「みんなのねがい」12月号掲載のニュースナビによると権利委員会とNGO等の市民社会との非公式・公式の対話の後に、JDFや日弁連ほかさまざまな関係者約120人が傍聴する中で二日間にわたり政府代表との対話を実施されたそうです。

そうした経過を経て、9月に障害者権利委員会は日本政府に対する総括所見(勧告)を公表しました。その所見は、法整備などのとりくみをポジティブな側面として評価した上で、全ての条文に対して懸念事項、勧告等が出されているようです。総括所見そのものは日本政府による公式の日本語訳をまだ目にすることができないので、新聞報道や関係団体の声明などをもとに

学ぶしかない状況ですが、それらによると日本の障害者施策が総点検され、冒頭に記した条約の理念からすると不十分であることを具体的に指摘し、改善の方向を示したものとなっています。

今回は、インクルーシブ教育の権利に関する懸念とそれに対応する強い要請の一部を紹介します。

<懸念>「障害のある子どもたちの分離された特別教育の存続。医療に基づく評価により、障害のある子どもたち、特に知的又は心理社会的障害のある子どもたちやより集中的な支援を必要とする子どもたちにとって、通常的环境での教育はアクセスしにくいものになっており、通常の学校における特別支援教育クラスの存在も同様である。」

<強い要請>「分離された特別な教育をやめる目的で、教育に関する国家政策、法律、行政上の取り決めの中で、障害のある子どもがインクルーシブ教育を受ける権利を認識し、全ての障害のある生徒が、あらゆるレベルの教育において、『合理的配慮』と『必要とする個別の支援』を受けられるように、特定の目標、時間枠、十分な予算で、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択すること。」

教育だけでなく、移動・身体的・コミュニケーションなどの支援、優性思想、災害時の対応、福祉的就労の問題などなど 数多くの問題提起がされているこの総括所見を手がかりに話し合いや願いの実現をめざす新たなとりくみが広がることを期待します。

2022年度1月月例会 1月13日(金) 18:30~20:30

場 所 サポ-トハウスわにの家 (第2ハウス) <一部リモート>

内 容

- ◇ 12月の活動報告
- ◇ 第2回移動支援研修の実施
- ◇ 映画のつどいの企画
- ◇ 当面の活動 ほか



